

高根沢町家庭向け脱炭素化普及促進補助金交付要綱

令和5年8月1日

告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現を目指すことを目的とし、家庭での脱炭素化を推進するため、予算の範囲内で高根沢町家庭向け脱炭素化普及促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 個人が住居として使用する町内に所在する戸建住宅（店舗、事務所等との併用するものを含む。）をいう。
- (2) 自家消費型太陽光発電設備 太陽光を利用して電力を発生させる設備及びパワーコンディショナー、架台その他のこれに附属する設備であり、かつ、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項に基づく固定価格買取制度又はFeed in Premium制度の認定を取得せず自家消費を目的としたものをいう。
- (3) 蓄電池 電力を放充電できる定置用蓄電池及び電力交換装置で構成される設備をいう。
- (4) 断熱リフォーム 高断熱窓、高断熱ドア、高断熱材等を導入することで、住宅の断熱性能を高める工事をいう。
- (5) 高断熱窓 熱貫流率が $2.3\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下の窓（ガラス）をいう。
- (6) 高断熱ドア ドアの熱貫流率が $4.7\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下のドアをいう。
- (7) 高断熱材 熱伝導率が $0.041\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$ 以下の断熱材をいう。
- (8) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (9) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な4輪以

上の検査済自動車をいう。

(10) 普通充電設備 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）を充電するための設備をいう。

(11) V2H充放電設備 電気自動車等を充電することができ、かつ、当該電気自動車等から住宅へ給電できる設備をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する事業

(2) 自家消費型太陽光発電設備及びV2H充放電設備を一体的に導入する事業

(3) 蓄電池を導入する事業

(4) 断熱リフォームを行う事業

(5) 電気自動車等を購入する事業

(6) 普通充電設備又はV2H充放電設備（以下「電気自動車充電設備」という。）を導入する事業

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 町税の滞納がないこと。

(2) 高根沢町暴力団排除条例（平成24年高根沢町条例第5号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費、補助対象要件及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の交付の対象となる要件（以下「補助対象要件」という。）及び補助金の額は、別表第1に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 様式第1号

(2) 様式第2号

(3) 申請に係る補助対象事業に応じ、別表第2の提出書類欄に定める書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出方法は、持参又は郵送（書留その他の配達記録が確認できるものに限る。）とする。

3 補助金の交付申請は、同一年度において、補助対象事業1つに限り行うことができるものとする。ただし、第3条第5号及び第6号に掲げる事業に係る補助金の交付申請にあつては、この限りでない。

4 補助金の交付申請は、前項の規定にかかわらず、第3条第1号から第3号までに掲げる事業にあつては自家消費型太陽光発電設備により発電した電力を使用する住宅1棟につき1回まで、同条第4号から第6号までに掲げる事業にあつては1住所地につき各1回まで行うことができるものとする。

（交付の決定及び条件等）

第7条 町長は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、補助金の交付申請をした者に対し、補助金の交付の決定をしたときは様式第4号により、不交付の決定をしたときは様式第5号により通知するものとする。

3 補助金の交付の目的を達成するため付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、町長に報告してその指示を受けること。

(2) 町長が補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るために、必要な報告を求めたとき、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 様式第6号

(2) 様式第4号の写し

(3) 交付の決定を受けた事業に応じ、別表第3の提出書類欄に定める書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、町長が別に定める日までとする。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条第1項の規定により提出された書類の審査及び完了検査を実施し、適正であると認めたときは、速やかに交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、様式第7号により通知するものとする。

2 前項の完了検査は、提出された書面により実施するものとする。ただし、これにより難いと町長が認めるときは、必要に応じて現地調査等により実施することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 前条第1項の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第8号により補助金の交付を町長に請求するものとする。

2 前項の規定による請求の期限は、町長が別に定める日までとする。

3 町長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(利用状況の報告)

第11条 第3条第1号から第3号までに掲げる事業を実施した補助事業者は、補助対象事業の完了日の属する月の翌月から6か月間の自家消費型太陽光発電設備の導入による二酸化炭素削減効果等について、当該期間の最終月の翌月末までに、様式第9号により、町長に報告しなければならない。

(補助対象事業の内容の変更等)

第12条 補助事業者は、次に掲げる事項に変更が生じるときは、様式第10号により町長に申請し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更による補助金の交付決定額の増額は、認めないものとする。

(1) 補助事業者の住所又は氏名

(2) 第3条第1号から第3号までの事業の場合にあっては、自家消費型太陽光発電設備の出力又は蓄電池の蓄電容量

(3) 第3条第4号から第6号までの事業の場合にあっては、補助対象経費

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その承認の可否を決定するものとする。

- 3 町長は、前項の規定により承認を決定したときは様式第11号により、不承認を決定したときは様式第12号により補助事業者へ通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定により承認を行う場合において、必要に応じ第7条第2項の規定により行った通知の内容を変更し、又は新たに条件を付することができる。

(補助対象事業の廃止等)

第13条 補助事業者は、補助対象事業を廃止し、又は中止しようとするときは、様式第13号により町長へ申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その承認の可否を決定するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により承認を決定したときは様式第14号により、不承認を決定したときは様式第15号により補助事業者へ通知するものとする。

(手続代行者)

第14条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付申請、第8条第1項の規定による実績報告、第10条第1項の規定による交付請求、第12条第1項の規定による事業変更の承認申請及び前条第1項の規定による事業の廃止又は中止の承認申請について、自家消費型太陽光発電設備を設置する者等(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの事務手続を代行させることができる。

- 2 手続代行者は、誠意を持って事務手続を行うものとし、事務手続の代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 3 町長は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為があったと認めるときは、当該手続代行者の名称及び当該不正行為の内容を公表し、当分の間、事務手続の代行を認めないことができるものとする。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。)を、その耐用年数を経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って適正に運用しなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産を毀損し、又は滅失したときは、様式第16号により町長へ届け出なければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、取得財産について、その耐用年数を経過するまでの間、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、様式第17号により町長へ申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、その承認の可否を決定するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により承認を決定したときは様式第18号により、不承認を決定したときは様式第19号により補助事業者へ通知するものとする。
- 4 町長は、取得財産の処分を承認する場合には、補助事業者に対し、取得財産に係る補助金の全部又は一部の返還を書面により請求することができる。
- 5 補助事業者は前項の規定による請求を受けた場合には、これに応じなければならない。

(交付の決定の取消し)

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、又はこの要綱の規定に反して補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨を補助事業者に対し書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 町長は、前条第1項の規定による交付の決定の取消しをした者に対し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による返還命令があったときは、町長の定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象要件	補助額
自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する事業	自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費(設備費、設置工事費等)。ただし、併用住宅の場合にあっては、	次のいずれにも該当すること。 (1) 使用する設備が新品であること。 (2) リース設備(PPAを含む。)でないこと。 (3) 発電量を計測する機器を備えること。	1kW当たり2万円(定額)とし、最大4kW分(8万円)を上限とする。 ※ 太陽光パネルとパワーコンディショナーの定格出力の低い値(小数点以下第2位を切り捨てて得た数)に

	住宅の居住部分に限る。	(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給を行わないこと。	乗じて算出
	蓄電池の導入に要する経費(購入費、設置工事費等)。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅の居住部分に限る。	(5) 事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)(2017年3月資源エネルギー庁策定)に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFIT認定を受けた者に向けたものを除く。)	1kW/h当たり2万円(定額)とし、最大4kW/h分(8万円)を上限とする。 ※ 定格蓄電容量(1kW/h未満の端数があるときは、小数点以下第2位を切り捨てて得た数)に乗じて算出
自家消費型太陽光発電設備及びV2H充放電設備を一体的に導入する事業	自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費(設備費、設置工事費等)。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅の居住部分に限る。	同上	1kW当たり2万円(定額)とし、最大4kW分(8万円)を上限とする。 ※ 太陽光パネルとパワーコンディショナーの定格出力の低い値(小数点以下第2位を切り捨てて得た数)に乗じて算出
	V2H充放電設備の導入に要する経費(購入費、設置工事費等)。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅の居住部分に設置したものに限る。	次のいずれにも該当すること。 (1) 一般社団法人 次世代自動車振興センターが交付するV2H充放電設備補助金の補助対象設備であること。 (2) リース契約にて導入するものではないこと。 (3) 導入する設備が新品であること。	導入に要する経費に10分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。)とし、5万円を上限とする。
蓄電池を導入する事業	蓄電池の導入に要する経費(購入費、設置工事費等)。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅の居住部分に限る。	次のいずれにも該当すること。 (1) 使用する設備が新品であること。 (2) リース設備(PPAを含む。)でないこと。	1kW/h当たり2万円(定額)とし、最大4kW/h分(8万円)を上限とする。 ※ 定格蓄電容量(1kW/h未満の端数があるときは、小

	<p>っては、住宅の居住部分に限る。</p>	<p>(3) 既に住宅の居住部分に自家消費型太陽光発電設備を設置していること。</p>	<p>数点以下第2位を切り捨てて得た数) に乗じて算出</p>
断熱リフォームを行う事業	<p>高断熱窓の導入に係る工事に要する経費。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅の居住部分に限る。</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 工事費が10万円以上の工事であること。</p> <p>(2) 既設窓の改修であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの方法による改修であること。</p> <p>ア 内窓の取付け</p> <p>イ 外窓の交換</p> <p>ウ ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から別の窓を取り付ける工法をいう。）、建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。）等によるガラスの交換</p> <p>(4) 使用する資材が新品であること。</p>	<p>工事に要する経費に10分の2を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。）とし、10万円を上限とする。</p>
	<p>高断熱ドアの導入に係る工事に要する経費。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅の居住部分に限る。</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 工事費が10万円以上の工事であること。</p> <p>(2) 既設ドアの改修であること。</p> <p>(3) 使用する資材が新品であること。</p>	
	<p>高断熱材の導入に係る工事に要する経費。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅</p>	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 工事費が10万円以上の工事であること。</p> <p>(2) 既存住宅の改修であること。</p>	

	の居住部分に限る。	(3) 使用する資材が新品であること。	
電気自動車等を購入する事業	電気自動車等の購入に要する経費	次のいずれにも該当すること。 (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが交付するCEV補助金(車両)の補助対象車両であること。 (2) 自家用での使用であること。 (3) カーシェアリング、レンタル等による利用を前提とした購入でないこと。 (4) 法第7条第1項の規定による新規登録を受ける自動車であること。	購入に要する経費に10分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。)とし、10万円を上限とする。
電気自動車充電設備を導入する事業	普通充電設備の導入に要する経費(購入費、設置工事費等)。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅の居住部分に設置したものに限る。	次のいずれにも該当すること。 (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが交付する充電設備補助金の補助対象設備であること(急速充電設備を除く。) (2) リース契約にて導入するものではないこと。 (3) 導入する設備が新品であること。	導入に要する経費に10分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。)とし、3万円を上限とする。
	V2H充放電設備の導入に要する経費(購入費、設置工事費等)。ただし、併用住宅の場合にあっては、住宅の居住部分に設置したものに限る。	次のいずれにも該当すること。 (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが交付するV2H充放電設備補助金の補助対象設備であること。 (2) リース契約にて導入するものではないこ	導入に要する経費に10分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。)とし、5万円を上限とする。

と。
 (3) 導入する設備が新品であること。

別表第2 (第6条関係)

補助対象事業	提出書類
自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する事業	補助対象事業の実施に係る同意書 (様式第3号) ※1、※2 ※1 申請者と自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置する土地又は家屋の所有者が同じである場合は提出不要 ※2 同意者の署名又は記名押印が必要 電力消費量等計画書 (様式第3号の2) 自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の工事請負契約書の写し (当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写し) 導入する土地・建物の全部事項証明書 導入する自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の仕様が確認できるカタログ等の写し 発電量を計測する装置の仕様が確認できるもの 機器設置前の現況写真 発電量及び自家消費電力量に係るシミュレーション等の根拠書類
自家消費型太陽光発電設備及びV2H充放電設備を一体的に導入する事業	補助対象事業の実施に係る同意書 (様式第3号) ※1、※2 ※1 申請者と自家消費型太陽光発電設備及びV2H充放電設備を設置する土地又は家屋の所有者が同じである場合は提出不要 ※2 同意者の署名又は記名押印が必要 電力消費量等計画書 (様式第3号の2) 自家消費型太陽光発電設備及びV2H充放電設備の工事請負契約書の写し (当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写し)

	導入する土地・建物の全部事項証明書
	導入する自家消費型太陽光発電設備及びV2H充放電設備の仕様が確認できるカタログ等の写し
	発電量を計測する装置の仕様が確認できるもの
	機器設置前の現況写真
	発電量及び自家消費電力量に係るシミュレーション等の根拠書類
蓄電池を導入する事業	補助対象事業の実施に係る同意書（様式第3号）※1、※2
	※1 申請者と蓄電池を設置する土地又は家屋の所有者が同じである場合は提出不要
	※2 同意者の署名又は記名押印が必要
	工事請負契約書の写し（当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写し）
	導入する土地・建物の全部事項証明書
	導入する蓄電池の仕様が確認できるカタログ等の写し
	機器設置前の自家消費型太陽光発電設備を含む現況写真
断熱リフォームを行う事業	断熱リフォームに係る工事請負契約書の写し（当該契約書に経費の内訳が明記されていない場合は、見積書その他の経費の内訳が確認できる書類の写しを添付すること。）
	導入する高断熱窓若しくは高断熱ドアの熱貫流率又は高断熱材の熱伝導率が確認できるカタログの写し
電気自動車等を購入する事業	導入する電気自動車等の売買契約書の写し
	導入する電気自動車等のカタログ又は仕様書
電気自動車充電設備を導入する事業	電気自動車充電設備の導入に係る工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
	導入する電気自動車充電設備のカタログの写し

別表第3（第8条関係）

補助対象事業	提出書類
自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する事業	住民票（申請時の現住所が町外の場合に限る。）
	導入した自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の領収書の写し
	導入した自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の納品書、保証書、出荷証明書等の設備の確定仕様が分かるもの
	計測モニターの写真等設備の稼働が確認できるもの
	設備の設置が確認できる写真※1 ※1 太陽光パネルの設置枚数、パワーコンディショナー及び蓄電池の設置台数及び型番が分かる写真
自家消費型太陽光発電設備及びV2H充放電設備を一体的に導入する事業	住民票（申請時の現住所が町外の場合に限る。）
	導入した自家消費型太陽光発電設備及びV2H充放電設備の領収書の写し
	導入した自家消費型太陽光発電設備及びV2H充放電設備の納品書、保証書、出荷証明書等の設備の確定仕様が分かるもの
	計測モニターの写真等設備の稼働が確認できるもの
	設備の設置が確認できる写真※1
	※1 太陽光パネルの設置枚数、パワーコンディショナー及びV2H充放電設備の設備台数及び型番が分かる写真
	V2H充放電設備を導入した位置が確認できる平面図又は立面図 導入したV2H充放電設備が新品であることが確認できる書類
蓄電池を導入する事業	住民票（申請時の現住所が町外の場合に限る。）
	導入した蓄電池の領収書の写し
	導入した蓄電池の納品書、保証書、出荷証明書等の設備の確定仕様が分かるもの
	蓄電池の設置が確認できる写真※1、※2
	※1 設置した蓄電池の全景写真 ※2 設置した蓄電池の型番が分かる写真
断熱リフォームを行う事業	改修後の高断熱窓若しくは高断熱ドア又は施工時の高断熱材の全景、製品名及び型番が確認できる写真

	改修に使用した資材が新品であることが確認できる書類
	断熱リフォームに係る領収書の写し
電気自動車等を購入する事業	購入した電気自動車等の自動車検査証等の写し
	購入した電気自動車等の購入代金を一括で支払ったことが分かる領収書の写し又は申請者が当該経費を一括で支払ったことが確認できる書類の写し
	購入した電気自動車等の自動車登録番号が確認できるように撮影した補助対象車両の写真
	購入した電気自動車等が新車（法第7条第1項の規定による新規登録を受けた自動車をいう。）であることが確認できる書類
電気自動車充電設備を導入する事業	導入した電気自動車充電設備の全景、製品名及び型番が確認できる写真
	電気自動車充電設備を導入した位置が確認できる平面図又は立面図
	導入した電気自動車充電設備が新品であることが確認できる書類
	導入した電気自動車充電設備の領収書の写し